



暮らし・住まい

市営バス 問 生活環境課 ☎53-5809

小矢部市営バスには、平日の朝夕の通勤通学時間帯に市内5路線を運行するメルバスと、日中時間帯(午前8時から午後5時まで)に運行するA I オンデマンド交通チョイソコおやべがあります。チョイソコおやべは、会員のご自宅またはご自宅近くの停留所から行先の停留所まで乗車申込制で複数の会員を乗り合わせて送迎する交通サービスです。

なお、メルバスの運行路線や運行ダイヤについては、適宜改正を行っておりますので、ご利用の際はホームページや市役所や観光案内所等に設置してある時刻表をご覧ください。

● 運休日

12月31日～1月3日

※宮島線(スクールバス便)については、小学校の夏季・冬季・学年末休業期間等も運休します。

● メルバス

✿ 利用料金

● 無料

- 満75歳以上の人
- 満75歳未満の後期高齢者医療被保険者
- 未就学児童

● 1日乗り放題

- 大人(中学生以上)… 200円
- 小学生・障がい者等…100円

✿ 回数利用券・定期券価格表

● 回数利用券(12枚綴り)

- 大人(中学生以上)… 2,100円
- 小学生・障がい者等…1,050円

※回数利用券で運賃を支払われたときでも、1日利用券を発行しますので、2回目以降のご利用時には1日利用券をご提示ください。

● 販売取扱所

小矢部市役所生活環境課、津沢コミュニティプラザ、小矢部市社会福祉協議会、いなば農業協同組合、小矢部郵便局、石動中央町郵便局、桜町郵便局

● 定期券

定期券	1か月	6か月	1年
大人(中学生以上)	3,140円	15,710円	25,140円
小学生・障がい者等	1,570円	7,860円	12,570円

※定期券は、運転手にはっきりとご提示ください。なお、定期券をご利用される場合には、1日利用券の発行はありません。

● チョイソコおやべ

✿ 利用料金

- 一般…400円
- 次に該当する人…200円
満75歳以上の人、後期高齢者医療被保険者、障がい者手帳をお持ちの人と介助者1名、満65歳以上の運転免許証自主返納者、小中高校生
- 未就学児…無料

✿ 回数利用券

▶ 回数利用券(40枚綴り)

- 就労継続支援B型事業所通所者…2,800円

● 高齢者運転免許自主返納支援事業

市内に居住する満65歳以上の人運転免許証を自主返納した場合に、小矢部市営バス定期券の交付を行います。なお、自主返納の日から1年以内の申請が必要となります。

▶ 助成内容(小矢部市営バス定期券の交付)

希望者に対しては、満75歳になるまで定期券の更新を行います。

▶ 申請方法

生活環境課の窓口で申請してください。後日、市から定期券の郵送を行います。

▶ 必要なもの

- (1) 申請による運転免許の取消通知書の写し
- (2) 運転免許取消申請書の写し(又は運転免許証の写し)

● 民営乗合バス通学定期券購入費補助金

▶ 要件

- (1) 市内に住所を有する高校生をもつ保護者または生計を同一にする人
- (2) 市税に滞納がない人

▶ 補助対象 民営乗合バス通学定期券購入費

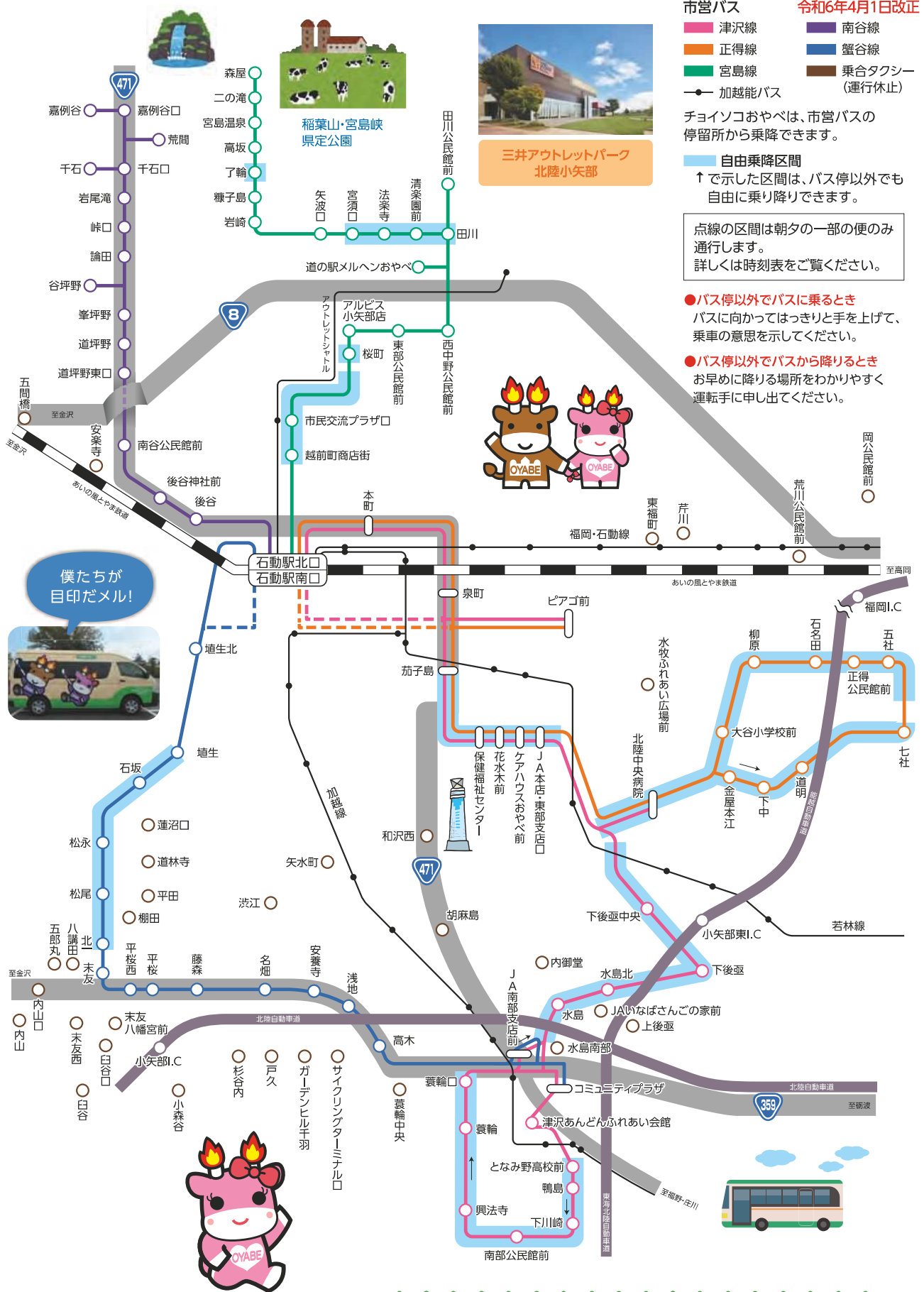
※市営バスは対象外

▶ 補助金額 補助対象経費の1/2

▶ その他 定期券購入後の申請になります。



● 小矢部市営バス路線図



暮らし・住まい

ごみ

問 生活環境課 ☎53-5809

お近くのスーパー、小売店、コンビニなどで指定袋を販売しています。毎年各世帯に配布している「ごみ収集カレンダー」をご覧の上、指定袋に世帯主の氏名を記入して地区のごみステーションに出してください。「家庭ごみの分別の仕方」や「保存版家庭ごみ分別正しい出し方ガイドブック」などを参考にし、分別を徹底してください。

● 可燃ごみ

指定袋(白色)に世帯主の氏名を記入して地区のごみステーションに出してください。

可燃ごみ収集日	
月・木曜日収集	石動、南谷、子撫、宮島、水島、菟波
火・金曜日収集	埴生、正得、荒川、若林、松沢、北蟹谷、津沢、東蟹谷

※年末年始、祝日は変則になることがあります。
 ※ごみステーションへの搬入は午前8時30分まで時間厳守をお願いします。
 ※ルールが守られていないごみ袋は収集されない場合があります。
 ※生ごみを出すときは、水分を減らすために「ひとしぼり運動」にご協力ください。

● 不燃・資源・有害ごみ

不燃・資源・有害ごみ収集は、月1回です。プラスチック資源については、透明もしくは半透明の中身が見える袋で地区のごみステーションに出してください。

不燃・資源・有害ごみ収集日

第1土曜日の地区	石動
第2土曜日の地区	埴生・松沢・若林・菟波
第3土曜日の地区	正得・荒川・子撫・宮島・水島
第4土曜日の地区	南谷・北蟹谷・津沢・東蟹谷

※8月、1月は変則になることがあります。
 ※ごみステーションへの搬入は午前8時まで時間厳守をお願いします。
 ※ルールが守られていないごみは収集されない場合があります。

● 持込みごみ

収集とは別に環境センター及び不燃物処理場にごみを持ち込むことも可能です。

区分	処理手数料
個人	100円/10kg
事業者	150円/10kg

● 可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ

▶ 持込先 環境センター
 小矢部市矢水町678-2 ☎61-4100
 ▶ 受付日 月～土曜日 午前9時～12時、午後1時～4時
 ※祝日・年末年始は受付しておりません。
 ※ごみを降ろす時間を見越してお早めにご入場ください。

● 埋立てごみ

▶ 持込先 不燃物処理場
 小矢部市峯坪野230 ☎68-1059
 ▶ 受付日 月～金曜日 午前9時～午後4時
 ※祝日・年末年始は受付しておりません。



暮らし・住まい

広 告



株式会社 高岡市衛生公社

本社／高岡市材木町731番地 Tel (0766) 23-2228 Fax (0766) 28-1154

● 収集・持込みできないごみ(有料)

大型家具や農業用機械、医療用品、廃油などは、収集や環境センターへの持込みはできません。専門の処理業者に依頼してください。

※処理手数料は各事業所へお問い合わせください。

▶ 問合せ先

- (株)HARITA
高岡市福岡町本領1053-1 ☎0766-64-3516
- (株)高岡市衛生公社砺波営業所
砺波市太田1877-1 ☎0763-32-9888

● 農業用品ごみ(有料)

農業用ビニールシート、育苗用苗箱・苗ポット、農薬の容器・袋などは購入店又は専門の処理業者に処理を依頼してください。

※処理手数料は各事業所へお問い合わせください。

● 家電リサイクル法対象家電製品

洗濯機、衣類乾燥機、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫(冷凍庫含む)、エアコンは家電リサイクル法対象家電製品ですので、家電販売店又は指定引取場所(株)HARITA 高岡市福岡町本領1053-1 ☎0766-64-3516)にお問い合わせください。

● パソコン・小型家電の回収

パソコン・小型家電の排出については、集積所及び環境センターへの排出のほかに、市が協定を締結しているリネットジャパンリサイクル株式会社の回収サービスがご利用可能です。パソコン本体を含むと一箱分(箱の規定は、縦+横+高さの合計140cm以内かつ重量20kg以内)の回収料金が無料となります。



申込みは、インターネットから

▶ 申込み・問合せ

リネットジャパンリサイクル株式会社
☎0570-085-800

区分	一箱分の回収料金 (消費税別)
小型家電+パソコン本体	無料
小型家電のみ	1,680円



暮らし・住まい

広 告

世界に循環を、あなたと幸せを。



株式会社HARITA 高岡市福岡町本領1053-1 TEL.0766-64-3516

<https://www.harita.co.jp> | レナタスグループ <https://www.renatus-group.co.jp>

家庭ごみの分別の仕方～ごみの減量にご協力をお願いします～

問 小矢部市生活環境課 小矢部市環境保健衛生協議会

67-1760



ごみの分類		出し方
可燃ごみ (専用袋にまとめて入れ、必ず世帯主の氏名を記入してください。) 不燃ごみ (袋に入れる場合は透明な袋に入れてください。) 資源ごみ (袋に入れる場合は透明な袋に入れてください。) 暮らし・住まい	生ごみ すてる前にひとしぼりして水をよく切ってください。 (ひとしぼり) (汚物はトイレに流す) (直径10cm以内・長さ50cm以内) 紙おむつ (土は混ぜない) 木の葉・草・少量の木くず (金庫・ボタンは取り除く) (ビニール製のスニーカーは不燃ごみ) 少量の古着・布・ロブ・スニーカー 紙くず ラップ・トイレットペーパーの芯	●ビニール加工紙、金紙・銀紙を使用した容器や包装紙、手紙や封筒、家庭で付した容器や袋、宅配業者からの配送用紙袋・紙箱等、食品等の付着した箱は、「可燃ごみ」として出してください。 ●一度に3袋を超える場合は環境センターへお持ちください。
	金属 (金属のあるもの) (灯油・電池を完全に抜く) (刃物は紙に包んで出す) (電池は抜く) ガラス・その他 (缶に入れるか、紙に包んで出してください) (袋は容器包装ごみ)	●洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫(冷凍庫を含む)・テレビ・エアコンは収集いたしませんので、家電販売店又は、リサイクル協会指定取引場所(各メーカーのホームページ参照)へ依頼してください。 ●缶づめ、天ぷら油缶等は空にして出してください。(天ぷら油は布、新聞紙などに染み込ませるか、市販の凝固剤で固め、可燃ごみとして出してください。) ●ガラスくずやカミソリの刃などの危険なものは、缶に入れるか、紙に包んで出してください。 ●収集車に積み込みできない長い物や重い物は収集いたしません。(長さは1m以内、重さは20kg以内を目安とします。) ●不燃ごみは「金属」、「ガラス・その他」の2種類に分別して出してください。
	プラスチック資源 (45L以上、90L以下の透明か半透明の中身が確認できる袋に入れてください。) 紙製容器包装 このマークがついているもの 缶・びん類 (飲料用のみ) 	●『プラスチック資源』は、おおむね80%以上がプラスチック素材で、一辺の長さが50cm以下のものが対象です。(一辺が50cmを超えるものは、「ガラス・その他」として分類してください。) ●プラスチック袋・容器、缶・ビン等の資源ごみの容器類は、すべて中を水洗いして出してください。 ●紙製容器包装ごみ袋は、紙製等に入れるか、白色の紙ひもでしっかりとしばって出してください。(1辺の長さは50cm以下としてください。) ●ラップやホイルの紙箱についている金具は取り除いて「不燃ごみの金属」として分類してください。 ●紙袋の持ち手ひもは、紙製以外は取り除いて、「プラスチック資源」として分類してください。 ●紙袋は、紙製容器包装ごみを出すときに利用してください。(雨の日は、できるだけぬらさないように注意してください。) ●ガラス製の飲料用ビン、上ボタンを必ず取り外ししてください。(上ボタンは材質に応じて分別してください。) ●飲料用ビンの色の判別がつかないものは、黒ビン用コンテナに入れてください。(酢ビンは色によって判別してください。) ●飲料用紙パックは切り開き、水で洗い流し、よく乾燥させて出してください。
	プラスチック資源 (45L以上、90L以下の透明か半透明の中身が確認できる袋に入れてください。) 紙製容器包装 このマークがついているもの 缶・びん類 (飲料用のみ) 	●『プラスチック資源』は、おおむね80%以上がプラスチック素材で、一辺の長さが50cm以下のものが対象です。(一辺が50cmを超えるものは、「ガラス・その他」として分類してください。) ●プラスチック袋・容器、缶・ビン等の資源ごみの容器類は、すべて中を水洗いして出してください。 ●紙製容器包装ごみ袋は、紙製等に入れるか、白色の紙ひもでしっかりとしばって出してください。(1辺の長さは50cm以下としてください。) ●ラップやホイルの紙箱についている金具は取り除いて「不燃ごみの金属」として分類してください。 ●紙袋の持ち手ひもは、紙製以外は取り除いて、「プラスチック資源」として分類してください。 ●紙袋は、紙製容器包装ごみを出すときに利用してください。(雨の日は、できるだけぬらさないように注意してください。) ●ガラス製の飲料用ビン、上ボタンを必ず取り外ししてください。(上ボタンは材質に応じて分別してください。) ●飲料用ビンの色の判別がつかないものは、黒ビン用コンテナに入れてください。(酢ビンは色によって判別してください。) ●飲料用紙パックは切り開き、水で洗い流し、よく乾燥させて出してください。
	プラスチック資源 (45L以上、90L以下の透明か半透明の中身が確認できる袋に入れてください。) 紙製容器包装 このマークがついているもの 缶・びん類 (飲料用のみ) 	●『プラスチック資源』は、おおむね80%以上がプラスチック素材で、一辺の長さが50cm以下のものが対象です。(一辺が50cmを超えるものは、「ガラス・その他」として分類してください。) ●プラスチック袋・容器、缶・ビン等の資源ごみの容器類は、すべて中を水洗いして出してください。 ●紙製容器包装ごみ袋は、紙製等に入れるか、白色の紙ひもでしっかりとしばって出してください。(1辺の長さは50cm以下としてください。) ●ラップやホイルの紙箱についている金具は取り除いて「不燃ごみの金属」として分類してください。 ●紙袋の持ち手ひもは、紙製以外は取り除いて、「プラスチック資源」として分類してください。 ●紙袋は、紙製容器包装ごみを出すときに利用してください。(雨の日は、できるだけぬらさないように注意してください。) ●ガラス製の飲料用ビン、上ボタンを必ず取り外ししてください。(上ボタンは材質に応じて分別してください。) ●飲料用ビンの色の判別がつかないものは、黒ビン用コンテナに入れてください。(酢ビンは色によって判別してください。) ●飲料用紙パックは切り開き、水で洗い流し、よく乾燥させて出してください。

広 告

人を活かし、自然を生かす技術

たち建設株式会社

小矢部営業所 白谷環境立地センター

〒932-0853 小矢部市白谷4-1
TEL 0766-69-8947
FAX 0766-69-8948

ピアノ / お譲り下さ〜い!!

次の子供達の為に!!

たて型・グランドピアノ メーカー問わず
♪ 当店ピアノ技術者が無料で査定を行います

お気軽にご相談ください!!

ピアノのことならどんなことでも
お気軽にお問い合わせください。
調律・修理・移動も承っております。

竹田楽器

〒939-1562 南砺市福野1832
(本店) TEL 0763-22-2220
FAX 0763-22-2274

企業・一般廃棄物回収

お気軽にご相談ください

せ た
有限会社 勢田商店

小矢部市鷺島287

TEL 0766-67-6143
FAX 0766-67-6131
✉ setashoten@triton.ocn.ne.jp

ごみの分類		出し方																		
有害ごみ (集積場所の分類用コンテナを 確認の上、正しいところに 入れてください。) 持込みごみ(有料)	温度計 (水銀製のものは、中身は使い切った) 充電式の製品 (充電式電池が取り外せない製品は本体ごと出す) ライター 電池 蛍光灯 鏡 	●有害ごみは、製品中に重金属などを含むため、割らないように透明なビニール袋などに入れ、分別収集容器に出してください。 ●ボタン電池、充電式電池は、販売店でも引き取ってもらえます。 ●加熱式たばこ本体等、充電式電池が取り外せない製品は、水に濡れないよう透明なビニール袋などに入れ、分別収集容器に出してください。																		
	不燃ごみ (1m以下に切断するもののみ、しばって持ち込み)	可燃性粗大ごみ パソコン等電子機器 環境センター 小矢部市矢水町678-2 61-4100 月～土 午前9時～12時 午後1時～4時 (年末年始、祝日は休み)																		
	パソコン等電子機器 ※個人情報等のデータはご自身で消去してください。 (プリンタは小家庭用製品)																			
	新聞紙・雑誌 せん定枝 等 (せん定枝は長さ70cm以下、(不燃物を入れてはダメ)																			
	埋立てごみ (コンクリート片、瓦、石膏ボード、側溝汚泥、焼却灰)																			
収集及び持込みできないごみ (専門の処理業者または購入店等にご相談ください。) 農業用品ごみ	埋立てごみの持込先 不燃物処理場 小矢部市峯坪野230 68-1059 月～金 午前9時～午後4時 (年末年始、祝日は休み)	●可燃性粗大ごみの大きさの制限について <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たんす等木質家具類</td> <td>1.3m×2.3m×0.6m以内</td> </tr> <tr> <td>角材</td> <td>直径20cm以下、長さ2.3m以内</td> </tr> <tr> <td>ジュータン</td> <td>丸めずに折って</td> </tr> <tr> <td>ふとん</td> <td>そのままの状態</td> </tr> <tr> <td>たたみ</td> <td>そのままの状態</td> </tr> </tbody> </table> ●家庭から出る庭木せん定枝は、リサイクルするため長さ70cm以下、直径20cm以下程度に切断してください。(他のごみを混ぜないでください。) ●引越しや大掃除などで一時的に大量に出た時は、分別して左記の各処理場へ持ち込んでください。 ●建築(リフォーム)や土木工事などの請負による事業者の持ち込みはできません。 ●PCリサイクルマークのあるパソコン等(パソコンリサイクル法対象品)は無料で処分することもできます。詳しくは各メーカーのホームページをご覧ください。 ●<u>新聞紙、チラシ、雑誌、ダンボールは、なるべく市民団体等の資源回収に出しましょう。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処理手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>100円/10kg</td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td>150円/10kg</td> </tr> </tbody> </table>	品名	制限	たんす等木質家具類	1.3m×2.3m×0.6m以内	角材	直径20cm以下、長さ2.3m以内	ジュータン	丸めずに折って	ふとん	そのままの状態	たたみ	そのままの状態	区分	処理手数料	個人	100円/10kg	事業者	150円/10kg
品名	制限																			
たんす等木質家具類	1.3m×2.3m×0.6m以内																			
角材	直径20cm以下、長さ2.3m以内																			
ジュータン	丸めずに折って																			
ふとん	そのままの状態																			
たたみ	そのままの状態																			
区分	処理手数料																			
個人	100円/10kg																			
事業者	150円/10kg																			
家電リサイクル法対象家電製品(有料) <table border="1"> <thead> <tr> <th>洗濯機</th> <th>テレビ</th> <th>冷蔵庫</th> <th>エアコン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衣類乾燥機</td> <td>(液晶・プラズマ含む)</td> <td>(冷凍庫含む)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ●収集、運搬料金及び処理料金は家電販売店又はリサイクル協会指定引取場所にお問い合わせください。	洗濯機	テレビ	冷蔵庫	エアコン	衣類乾燥機	(液晶・プラズマ含む)	(冷凍庫含む)		専門の処理業者持込先(有料) (株)HARITA 高岡市福岡町本領1053 64-3516 (株)高岡市衛生公社 砺波営業所 砺波市太田1877-1 (0763) 32-9888 ●処理手数料は各事業所へお問い合わせください。	外国語版「家庭ごみの分別の仕方」ポスターのダウンロードはこちら 										
洗濯機	テレビ	冷蔵庫	エアコン																	
衣類乾燥機	(液晶・プラズマ含む)	(冷凍庫含む)																		

※一部のイラストは「経済産業省HP」より引用しております。

広 告

おやべでジャンやる会社

暗渠排水、側溝 詰り直し、清掃・調査
 浄化槽維持管理・産業廃棄物収集運搬

小矢部浄化株式会社

小矢部市八和町10-32
0766-68-0874

廃棄物の適正処理！
安全・安心・信頼

清潔で快適な街づくりをめざします

株式会社 南砺工業所

一般廃棄物収集運搬 小矢部市・砺波広域圏委託
 産業廃棄物収集運搬最終処理(富山県許可)

小矢部営業所／小矢部市芹川300-1
TEL 68-0911

本社／南砺市やかた370
TEL(0763) 22-4677
FAX(0763) 22-3076

暮らし・住まい

動物について

問 生活環境課 ☎53-5809

● 犬を飼われている人

※ 登録・狂犬病予防注射について

狂犬病予防法により、飼い主は、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。

登録は随時、生活環境課で受け付けています。

狂犬病予防注射については、毎年4月に各地区の公民館等で実施しております。また、動物病院でいつでも受けることができます。

登録手数料	3,000円(鑑札代)
狂犬病予防注射手数料	3,500円 (注射代2,950円、注射済票代550円)

※ 次の場合は生活環境課までご連絡ください

- 飼い犬が死亡したとき
 - 飼い犬が住所や飼い主の氏名、住所に変更があったとき
 - 鑑札を紛失したとき→再交付します(手数料1,600円)
 - 飼い犬が逃げてしまったとき
- ※ 鑑札、注射済票は犬の首輪につけておいてください。鑑札、注射済票の番号を基に飼い主を見つけることができます。

● ペット(犬含む)を飼われている人

- ペットのしつけをきちんと行い、マナーを守りましょう。
- ペットの責任は飼い主の責任です。周り近所に迷惑をかけないようにしましょう。
- 散歩するときは、フンを必ず持ち帰りましょう。

● その他

- 道路など公共の場所で動物の死体を発見したら生活環境課にお知らせください。
- 野良猫や野良犬にえさを与えるのはやめましょう。

衛生環境・環境保全

問 生活環境課 ☎53-5809

● 公害に関する届出

次の法令に定める特定施設を工事・事業所に設置または変更などする場合や、特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合は、事前に届出が必要です。

- 騒音規制法、振動規制法
- 富山県公害防止条例
- 小矢部市公害防止条例

● スズメバチ駆除費補助金

▶ 要件

- (1) 以下のいずれかに該当する人
 - 巣がある建物又は土地の所有者、使用者又は管理者
 - 自治会又はこれに類すると市長が認める団体
 - スズメバチの営巣付近に居住する個人
- (2) 市税に滞納がない人
- (3) 駆除業者に委託してスズメバチの巣を駆除した人

▶ 補助金額

駆除費用の1/3(上限9,000円)

▶ その他

駆除後の申請になります。

予算を超える場合は、当該年度の申請受付を終了することがあります。

● 木質バイオマスストーブ設置推進事業補助金

▶ 要件

- (1) 市内居住又は市内に事務所を有する法人、団体
- (2) 設置する建物の所有者又は管理者
- (3) 市税に滞納がない人
- (4) 木質ペレット又は薪、製材端材等を燃料として使用するストーブ
- (5) 燃料の定量供給ができる構造のストーブ
- (6) 未使用のストーブ
- (7) 設置場所が市内であること
- (8) 設置される建物が過去に補助を受けていないこと

▶ 補助金額

本体購入及び設置工事費用の1/3(上限100,000円)

▶ その他

設置工事完了後の申請になります。

設置工事が完了してから15日以内に申請してください。

予算を超える場合は、当該年度の申請受付を終了することがあります。

● 小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金

2030年度温室効果ガス排出削減目標及び2050年カーボンニュートラルの達成に向けて以下の設備の導入費用を補助します。

- ① 太陽光発電設備
- ② 蓄電池(①の付帯設備として設置する場合のみ)
- ③ EV・PHCV
- ④ 充放電設備(③の付帯設備として設置する場合のみ)

▶ 要件

- (1) FIT/FIP制度の認定を取得しないこと
- (2) 自家消費率が30%以上であること 等

▶ 補助金額

- ① 7万円/kW
- ② 対象経費の1/3
- ③ 蓄電容量×2万円
- ④ 対象経費の1/2

▶ その他

交付申請締切: 令和8年12月28日(月)まで

実績報告締切: 令和9年1月29日(金)まで

※ 受付は先着順です。予算が無くなり次第、申請受付を終了します。

小矢部市消費生活相談室

問 生活環境課 ☎53-5809

消費生活に関する相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

▶ 場所 小矢部市役所消費生活相談室

▶ 受付時間 午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)

▶ 相談日 火・木・金曜日(祝日・年末年始を除く)

● 通話録音装置を無料で貸与しています。

斎場

問 生活環境課 ☎53-5809

● 市民課に死亡届を提出し、「死体(胎)火葬・小矢部市斎場使用許可申請書」により斎場の使用申込みを行っていただきます。



- 斎場の使用は、原則申込み順で行います。
- 予約時の確認事項として、亡くなられた人の氏名、喪主の方の住所、氏名、電話番号、待合室の利用の有無等を伺います。

● 火葬時間

- 午前11時 ● 午前11時30分 ● 午後0時
- 午後2時 ● 午後2時30分

● 斎場使用料金

火葬料金 (1死体)	15,000円(12歳以上)	10,000円(12歳未満)
汚物炉使用料	1回 5,340円	
待合室使用料	1室 5,340円 (和室大:40畳)	1室 3,200円 (和室小:20畳)
霊安室使用料	2,140円(24時間)	

し尿

問 生活環境課 ☎53-5809

直接許可業者に依頼してください。

8月・12月は混み合いますので、早めの申込みをお願いします。

- ▶ 許可業者 (有)小矢部衛生工業
小矢部市矢水町672 ☎61-4277

区分		し尿処理手数料
くみ取り 1回につき	350ℓまで	2,380円
	350ℓを超え 50ℓ増すごとに	340円

上下水道

問 上下水道課 ☎53-5804

● 上下水道の使用開始と中止

開始・中止希望日の3営業日前までに上下水道課窓口またはホームページにある申込フォームから届出が必要です。
※上記の方法での届出が難しい場合は、必要書類を郵送やFAXでお送りいただく方法でも受付けております。一度お問い合わせください。

● 料金のお支払い方法

● 口座振替

検針の翌月25日(25日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座から引き落とします。取扱金融機関へ通帳と届出印をお持ちになり、お申込みください。

● 納付書によるお支払い

検針の翌月中旬に納付書(はがき)をお送りします。取扱金融機関(ゆうちょ銀行を除く)、市役所またはコンビニエンスストア・スマートフォンでお納めください。

- 取扱金融機関
北陸銀行・北國銀行・富山銀行・富山第一銀行・石動信用金庫・砺波信用金庫・いなば農業協同組合・北陸労働金庫・ゆうちょ銀行(口座振替のみ)の本店、支店及び出張所

● 利用できるスマートフォンアプリ

- PayPay請求書払い ● PayB ● 支払秘書
- J-Coin請求書払い ● d払い請求書払い
- auPay請求書払い

● コンビニ・スマートフォンで納付できない納付書

- 納付書1枚の納付額が30万円を超えるもの(バーコードが印刷されません)
- バーコードが印刷されていないもの
- 金額を訂正したもの
- 破損や汚損によりバーコードが読み取れないもの
- 納期限を過ぎたもの

● 下水道(農業集落)排水設備改造資金利子補給金

下水道接続に伴う排水設備改造工事の借入資金の利子に対して補給金を交付します。

- ▶ 貸付限度額 2,000,000円以内
- ▶ 貸付利息 新長期プライムレート+1%
- ▶ 償還期限 60ヶ月以内
- ▶ 償還方法 貸付を受ける翌月から元利均等月賦償還
- ▶ 取扱金融機関

北陸銀行石動支店及び津沢支店、石動信用金庫本店及び中央支店及び福町支店、富山第一銀行石動支店、富山銀行石動支店、砺波信用金庫津沢支店、いなば農業協同組合本店及び支店

▶ 利子の補給

金融機関に支払った利子額(延滞利子額を除く)に相当する額(貸付利率を改造資金の貸付けの日における法定利率として計算して得た額に相当する額を限度)



暮らし・住まい

広 告

**給排水・衛生
浄化槽設計**
小矢部市下水道排水設備工事
小矢部市水道局公認(第12号)

**有限会社
アタカ工業**

小矢部市末友401

TEL(0766)69-8730
FAX(0766)69-8833

総合建設業
電気設備工事・土木工事
給排水衛生設備・建築工事

ニューライフパートナー
**株式会社
森電設工業**

小矢部市石名田198

TEL 0766-67-2718
FAX 0766-68-2768

安心の**小矢部市指定工事店**です

高低圧電気工事
上下水道公認
空調設備工事
給排水工事設計施工

有限会社 **岩村電機商会**
〒932-0805 小矢部市西中238
TEL 0766-67-1834(代)
FAX 0766-67-3676

● 下水道水洗化促進助成金

下水道事業の普及の促進を図るため、下記の条件のすべてに該当するご家庭に対し、助成金を交付します。

▶ 助成条件

- (1) 公共下水道供用開始から3年以内の地区で、既存建物に排水設備工事を完成された人
- (2) 公共下水道受益者負担金及び分担金の滞納がない人
- (3) 市税、国民健康保険税及び上下水道料金の滞納がない人

▶ 助成額 排水設備工事費の2分の1の額(限度額5万円)

浄化槽

(問) 上下水道課

☎53-5804

● 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽を設置される場合は、その設置に対して補助金の交付を受けることができます。

合併処理浄化槽は、トイレを水洗にできるだけでなく、台所や洗濯、お風呂などから出る排水もすべて処理し、きれいな水にして川に戻してくれます。

なお、補助金の交付を受けられる場合は、必ず、設置工事を行う前に、補助金交付の申請手続きを行ってください。また、予算に限りがありますので、予算枠に達し次第受付を終了します。

✿ 専門業者と委託契約を結びましょう

維持管理は、あらかじめ専門業者等と委託契約を結んでおけば、定期的実施してもらえるので面倒なことはありません。

保守点検は機械の点検・補修や消毒剤の補給などを行います。浄化槽保守点検業者の登録制度が実施されているので、登録業者に委託をしてください。保守点検を行う国家資格者として浄化槽管理士がいます。

✿ 指定検査機関の定期検査を受けてください

使用開始3～8か月の間に1回と、その後は1年に1回県知事が指定した検査機関の検査を受けなければならないことが、浄化槽法で義務付けられています。

広 告

電気設備工事 給排水衛生設備工事 空調設備工事

株式会社
柴田電気商会

小矢部市水島522番地1

TEL (0766) 61-8888

FAX (0766) 61-2213



<https://www.shibata-denki.jp>

小矢部市上下水道指定工事店

小さな困りごとから
給排水設備まで
何でもご相談ください



親切丁寧

上下水道給水給湯配管設備工事 汚水・雨水設備工事
水まわりのリフォーム エアー配管工事

(有)イシムラ工業

〒932-0826 小矢部市茄子島171

TEL 0766-67-2505(代)

FAX 0766-67-2506

小矢部市上下水道指定工事店

TOHSHIN

冷暖房 給排水
衛生 ガス
消火栓 さく井



設計施工・修理

水まわりの事や冷暖房のことなら

とう しん
有限 藤森設備工業
会社

小矢部市藤森5103 ☎0766-69-8708



宇治山配管工業

小矢部市指定給水装置事業者 第18号
小矢部市下水道排水設備指定工事店 第19号

小矢部市後谷500-16

TEL/FAX

0766-68-3228



● 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

生活排水改善の普及の促進を図るため、下水道事業計画区域外（浄化槽整備区域を含む）及び下水道事業計画区域内のうち下水道未整備区域において、合併処理浄化槽設置工事（更新を含む。）を実施される人に対し設置費用等の一部を補助します。

対象経費		下水道事業計画区域外 (浄化槽整備区域を含む)	下水道事業計画区域内の うち下水道未整備区域
合併処理浄化槽 の設置工事費	5人槽	414,000円	138,000円
	6～7人槽	576,000円	260,000円
	8～10人槽	840,000円	400,000円
合併処理浄化槽 の設置に伴う右 記の工事費	浄化槽の 撤去工事費	150,000円	50,000円
	くみ取り便槽 の撤去工事費	120,000円	40,000円
	単独処理浄化槽 の雨水貯留槽へ の再利用工事費	120,000円	40,000円
単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理 浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費		330,000円	110,000円

● 合併処理浄化槽改造資金利子補給金

合併処理浄化槽設置に伴う排水設備工事の借入資金の利子に対して補給金を交付します。

- ▶ 貸付限度額 2,000,000円以内
- ▶ 貸付利息 新長期プライムレート+1%
- ▶ 償還期限 60ヶ月以内
- ▶ 償還方法 貸付を受ける翌月から元利均等月賦償還
- ▶ 取扱金融機関

北陸銀行石動支店及び津沢支店、石動信用金庫本店及び中央支店及び福町支店、富山第一銀行石動支店、富山銀行石動支店、砺波信用金庫津沢支店、いなば農業協同組合本店及び支店

▶ 利子の補給

金融機関に支払った利子額（延滞利子額を除く）に相当する額（貸付利率を改造資金の貸付けの日における法定利率として計算して得た額に相当する額を限度）

● 合併処理浄化槽維持管理補助金

合併処理浄化槽の普及及び適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽を適正に維持管理されている人に対し、合併処理浄化槽の維持管理にかかる費用の一部を補助します。

- ▶ 補助対象区域 合併処理浄化槽整備区域及び下水道未整備区域

▶ 助成条件

- (1) 補助対象区域内で主に居住の用に供する建物に合併処理浄化槽を設置している人
- (2) 合併処理浄化槽について適正な維持管理（法定検査、保守点検、清掃）をしている人
- (3) 法定検査において「適正」と判定された人
- (4) 市税等に滞納がない人

▶ 補助金額

人 槽	5	6～7	8～10
補助金額(円)	30,000 (24,000※)	34,000 (27,000※)	45,000 (36,000※)

※令和7年度中に維持管理をしている人

廣 告

**水 道 設 備
土 木 建 築 工 事**

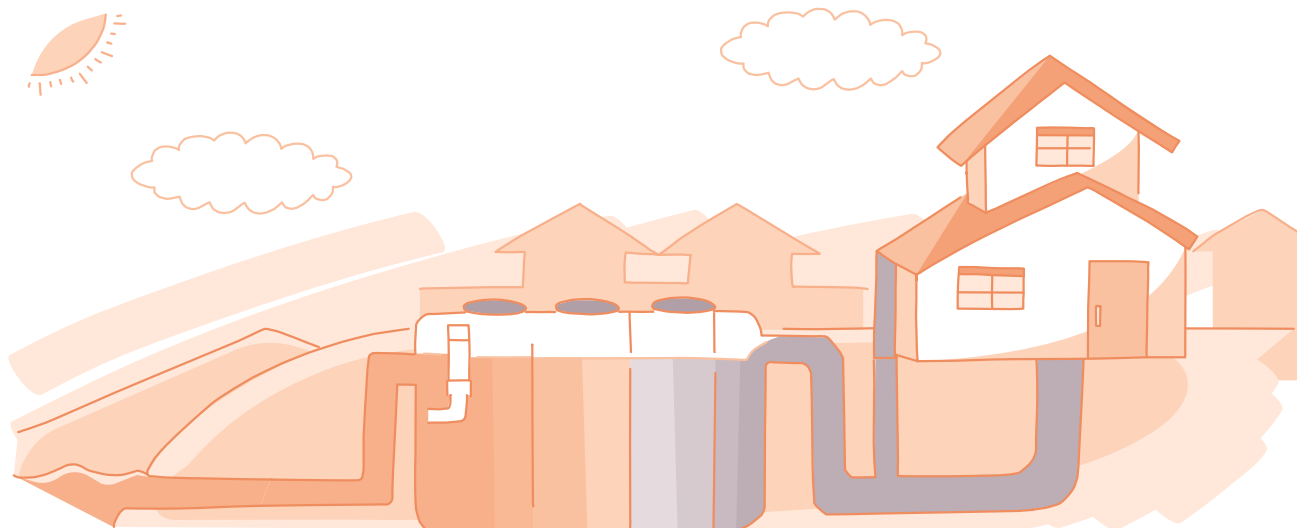
(株)石村建設工業

小矢部市西福町11-27

TEL 0766-67-3888
FAX 0766-75-0778



暮らし・住まい



道路について

問 都市建設課 ☎53-5842

市道・県道・国道については、それぞれ次のところが窓口（道路管理者）になっています。

- 市道 小矢部市役所都市建設課 ☎53-5842
- 県道 富山県高岡土木センター小矢部土木事務所 ☎67-5984
- 国道 国土交通省富山河川国道事務所高岡国道維持出張所 ☎64-5731

●道路の使用

道路を次のような目的で使用する場合には、あらかじめ道路管理者に「道路占用許可申請」、警察署に「道路使用許可申請」を行い、許可を受ける必要があります。

なお、工作物等によっては占用料を納めていただくものもあります。

- 看板又は広告塔等を設置する場合
- 建設工事用の足場又は板囲い等を設置する場合
- 水道管、排水管又は暗渠等を埋設する場合
- その他、道路の構造や交通に影響を及ぼす工作物などを設置する場合

●歩道等の切下げ

自動車の出入りのために、歩道や側溝などを切り下げたいときは、あらかじめ道路管理者の許可を得なければなりません。

●道路の法面の埋立て

道路の路肩（斜面部分）は道路敷です。道路の法面を埋め立てるときには、あらかじめ道路管理者の許可を得てから工事に着手しなければなりません。

●私有地との境界設定

家を建てたり、土地の売買に際して、私有地と道路の境界を確認する必要がある場合は、道路管理者にご連絡ください。

●道路の破損・舗装の陥没

道路の段差・陥没・法面の崩壊等を発見された人は道路管理者にご連絡ください。

※LINEを使った道路通報システム

スマートフォンアプリの「LINE」から、市が管理する道路の破損・陥没、道路照明灯・防犯灯の不点灯、ガードレールの破損など道路に関する不具合の情報提供を受け付けています。

登録はこちらのQRコードからできます。



河川について

問 都市建設課 ☎53-5842

危険な場所を発見したとき、河川の占用、その他の苦情・相談は、次のところまでご連絡ください。

- 一級河川…小矢部川・渋江川（小矢部川合流点～関川合流点まで）
国土交通省富山河川国道事務所小矢部出張所 ☎67-0736
- 一級河川…子撫川・横江宮川・清水川等 25河川
富山県高岡土木センター小矢部土木事務所 ☎67-5986
- 準用河川…天田川・前田川等 6河川
小矢部市役所都市建設課 ☎53-5842

除雪について

問 都市建設課 ☎53-5842

●道路除雪

冬季の市民の日常生活や事業活動に支障を来さないように適切な除雪を実施します。なお、次の点にご協力ください。

- 道路に雪を捨てると、歩行者や緊急自動車が通れませんので自粛してください。
- 長期路上駐停車は除雪作業の大きな支障となりますので自粛してください。
- 除雪車が作業上やむを得ず雪を置いていく事がありますが、自宅の前や小路の交差点については、住民で協力、処理してください。

●消雪装置

消雪装置の修繕や苦情・相談などは次のところへご連絡ください。

- 市道上の消雪装置
小矢部市役所都市建設課 ☎53-5842
- 県道上の消雪装置
富山県高岡土木センター小矢部土木事務所 ☎67-5984

都市計画

問 都市建設課 ☎53-5845

●都市計画区域

市全域が都市計画区域です。建物を建てる場合は、「建築確認申請」が必要となります。

※増築、改築、移転で延べ床面積が10㎡以下のものは確認申請が不要です。



●都市計画決定

快適な都市環境の整備のため、都市計画道路や都市公園などの都市施設が計画決定され、土地区画整理事業も進められています。

これらの都市計画決定区域内で建築物などを建てる場合は制限がありますので、事前に確認しておく必要があります。

●防火地域

建築物の構造等を規制し、誘導することにより、火災の延焼拡大を抑制し、安全なまちづくりを目指すため、石動市街地の一部に防火地域が設定されています。

●高度利用地区

用途地域内の市街地における土地の合理的、かつ、健全な高度利用と都市機能の更新を図るための地区で、石動市街地の一部に設定され、容積率や建築面積の最低限度などが定められています。

●用途地域

土地を計画的に使い、快適な都市をつくるために用途地域を定めています。

建物を建てる時、その土地がどの用途地域に属しているかによって建物の用途・建ぺい率・容積率などについての規制を受けることになります。

用途地域やその規制については、都市建設課にお問い合わせください。

●建築確認申請

建物などを建てる（新築・増改築など）場合には、建築主は確認申請書を市役所若しくは民間の建築確認検査機関に提出し、建築物が建築基準法・条例等に適合しているか確認を受けなければなりません。

確認を受けずに工事に着手することはできません。

また、建物が完成した後に「完了検査申請書」を提出し、完了検査を受けてください。

▶問合せ先

富山県高岡土木センター建築課 ☎26-8426(直通)

●屋外広告物

広告塔、立看板、はり札などの屋外広告物について、良好な景観の形成、風致の維持のため「富山県屋外広告物条例」が定められています。

広告物の種類や表示面積、表示できる地域についても一定の制限があり、許可が必要な場合があります。

詳細については、都市建設課にお問い合わせください。
※高さ4mを超える広告塔は、「確認申請(工作物)」も必要となります。

※電柱や歩道柵などは、広告物を表示できない禁止物件です。これらに立てかけてある「立看板」「はり紙」は、違法な広告物です。

市営住宅 問 都市建設課 ☎53-5845

市営住宅は、国の補助を受けて市が供給・管理する住宅です。

民間の賃貸住宅と異なり、入居資格や住宅の使用について法律や条例の規定より制限があります。

市営住宅は、公営住宅と特定公共賃貸住宅に制度上区分されています。それぞれ入居資格や家賃設定などが異なりますので、詳細については、都市建設課までお問い合わせください。

●公営住宅

市営住宅のうち、公営住宅は、住宅に困窮する一定の所得以下の人へ供給する住宅で、6団地138戸を管理しています。

団地名	構造	戸数
石動住宅	中層耐火	18戸
津沢第1住宅	木造	5戸
津沢第2住宅	木造	8戸
津沢第3住宅	中層耐火	30戸
矢水町第1住宅	中層耐火	22戸
矢水町第2住宅	簡易耐火	55戸

▶申込者の資格

公営住宅に応募される人は、原則として次のすべての条件を満たしている必要があります。

- (1)現に住宅に困窮していることが明らかな人
- (2)市内に住所又は勤務場所がある人
- (3)同居又は同居しようとする親族(同居予定者)がある人
※高齢者や障害者など、単身で入居が可能な場合もあります。
- (4)収入基準に合う人(入居予定者全員の収入が対象です。)

●特定公共賃貸住宅

中堅所得者の人へ優良な賃貸住宅の供給を促進するため市が建設した住宅で、2団地40戸を管理しています。

団地名	構造	戸数
石動住宅	中層耐火	12戸
矢水町第1住宅	中層耐火	28戸

▶申込者の資格

特定公共賃貸住宅に応募される人は、原則として次のすべての条件を満たしている必要があります。

- (1)自ら居住するために住宅を必要としている人
- (2)収入基準に合う人(入居予定者全員の収入が対象です。)

●入居者の公募・選考

入居者募集の案内は、市ホームページや広報おやべ等でお知らせします。希望者多数の場合は、世帯の状況や所得など、住宅を必要とされている困窮度をもとに選考いたします。

●申込方法

募集期間中に入居申込書及び添付書類を都市建設課に提出してください。



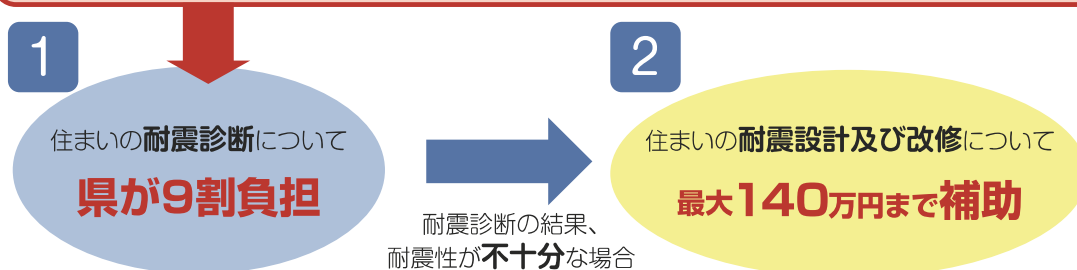
暮らし・住まい

住宅への補助

● 木造住宅の耐震診断・設計及び改修に関する補助

昭和56年5月以前に着工した木造住宅は、**耐震診断**を受けましょう！

※昭和56年6月に耐震基準が見直され、それ以前に着工した住宅に被害が多く発生しています。



■対象となる住宅（次の要件を全て満たす住宅）

- ① 木造の一戸建てで、2階建て以下のもの
- ② 昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの
- ③ 在来軸組工法によるもの(柱・梁・筋かいで支える工法)

1 富山県木造住宅耐震**診断**支援事業

建築士がご自宅にお伺いして、耐震診断を行います。
電話での申し込みができます。

申し込み・問い合わせ

(一社)富山県建築士事務所協会 TEL(076)442-1135

自己負担額 申請者の負担額は以下のとおりです。

	延べ面積	
	280㎡以下	280㎡を超える
図面あり	2,000円	3,000円
図面なし	4,000円	6,000円

2 木造住宅耐震**改修**等支援事業

耐震診断により、耐震改修が必要と判断された場合、
その設計費及び工事費に対して支援します。
設計を行う前に申請が必要です。

補助の対象工事

下記の4つのメニューのいずれかに該当する工事

メニュー1

建物全体(1階+2階)を
Iw値1.0以上に改修



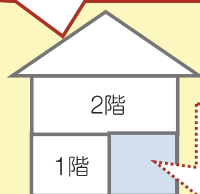
メニュー2

1階(全体)だけを
Iw値1.0以上に改修



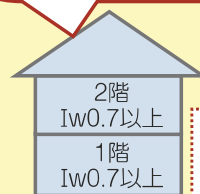
メニュー3

1階の主要居室だけを
Iw値1.5以上に改修



メニュー4

建物全体(1階+2階)を段
階的に改修するもので、
Iw値0.7以上に改修



補助金額と負担の割合

- ・耐震改修設計に要する費用の3分の2 (最大20万円)
- ・耐震改修工事に要する費用の5分の4 (最大120万円)
- ※Iw値:木造建築物の構造耐震指標
1.0以上は標準の耐震性能(倒壊の危険性が低い)、1.5以上
は標準の1.5倍の耐震性能

● 瓦屋根の耐風改修に関する補助

令和3年12月31日以前に葺いた瓦屋根の住宅で耐風改
修が必要と判定された場合、その費用の一部を補助します。

▶補助金額 対象経費の23%(最大55万2千円)

● 耐震シェルターの設置に関する補助

既存木造住宅に耐震シェルターを設置する場合、その
費用の一部を補助します。

▶補助金額 昭和56年5月以前に着工した住宅の場合、対象経費の3分の2(最大60万円)
昭和56年5月以降に着工したIw値1.0未満の
住宅の場合、対象経費の3分の1(最大30万円)

● 危険ブロック塀等の除却に関する補助

避難路に面したブロック塀等で、通行人の安全を確保するた
めに除却する必要があるブロック塀などの除却又は当該除却
後に塀などを再設置する場合、その費用の一部を補助します。

▶補助金額 対象経費の3分の2(除却のみ:最大12万
円、除却後の塀などの再設置:最大18万円)



暮らし・住まい